平成30年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金の主な改正内容

項目	改正内容	改正理由
第3条(補助対象事業)	環境基本計画の対象となる次に掲げる6分野のいずれかに資する ↓ 環境基本計画及び総合戦略の対象となる次に掲げる5分野のいずれかに資する 「(6) 「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成29年3月策定。以下「総合戦略」という。)に掲げる目標に資する取組」を削除	高知県まち・ひと・しごと創生 総合戦略の対象外となったため 削除する
第6条(補助金の交付の申 請及び重要な変更)	別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。 ↓ 「別記第1号様式による補助金交付申請書に、納期が到来した県税について滞納がないことを証するもの(県税事務所で発行する全税目の納税証明書)を添えて知事に提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書を添付するものとする。」	「高知県補助金等交付規則の運用について」(昭和43年4月22日付け43考第5号副知事通知)」の一部改正に伴うもの
第7条(補助の条件)	「(4) 県税の滞納がないこと。」を追加	「高知県補助金等交付規則の運用について」(昭和43年4月22日付け43考第5号副知事通知)」の一部改正に伴うもの
別表第3(第8条関係)	審査項目ア 事業目的の妥当性の「d 総合戦略に沿った事業であるか。」を削除	高知県まち・ひと・しごと創生 総合戦略の対象外となったため 削除する
別記第1号様式(第6条関係)	5 添付書類に「(5)納税証明書 ※県税の納付義務がない補助申請者は申立書を添付すること」 を追加	「高知県補助金等交付規則の運用について」(昭和43年4月22日付け43考第5号副知事通知)」の一部改正に伴うもの